

平成28年4月から

子ども医療費助成が拡大します

問 医療助成課 ☎086-803-1219

平成28年4月から、小学生の外来診療の自己負担割合が3割から1割に軽減されます。

新たに対象となる人

◆対象 岡山市に住み票があり、健康保険に加入している小学生（満12歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

保険診療の外来受診費用が…

平成28年3月まで 平成28年4月から

自己負担額の
3割



自己負担額の
1割

◆平成28年4月以降の自己負担割合

対象児童	外来	入院
小学校就学前	自己負担なし	自己負担なし
小学生	1割 (自己負担上限額 44,400円/月)	自己負担なし
中学生	3割 (助成はありません)	自己負担なし

ご注意ください!

- ・保険外診療は対象外です。(例)健康診断、予防接種、食事療養費、文書料、時間外選定療養費(※1)
(※1)時間外診療で、緊急性が認められないと判断された場合、請求される保険外負担金(病院によって金額は異なります)
- ・県外の医療機関にかかるときは、「受給資格証」は使用できません。いったん、自己負担額を支払い、払い戻しの手続きをしてください。

●負担上限月額44,400円以上を支払ったとき

健康保険の高額療養費や附加給付に該当する場合は、加入保険から支給されるので、保険者へ手続きしてください。

高額療養費などに該当しない場合や給付を差し引いても、1カ月の負担額が44,400円を超える場合は、超過分について助成されます。詳しくはお問い合わせください。

●払い戻し手続き

◆対象 ①『受給資格証』を使用せず受診した場合
②県外の医療機関を受診した場合

◆手続き 医療費給付申請書(各区役所・支所・地域センター・福祉事務所で配布)に医療機関の証明または領収書を添えて市の窓口へ提出

◆持参品 申請者(保護者)の印判、振込先の金融機関がわかるもの

新たに対象となる現在小学1～5年生の児童がいる家庭には8月上旬に申請書を送付します

申請した児童に対して、平成28年3月中に「子ども医療費受給資格証」を送付します。

◆申請方法 申請書に必要事項を記入・押印の上、児童の健康保険証のコピーを添えて、返信用封筒で10月30日までに同課へ(各区役所・支所・地域センター・福祉事務所への提出も可)

以下の児童がいる家庭には申請書は送られません

- ①「乳幼児医療費受給資格証」を持っている平成28年度の新小学1年生
 - ②「子ども医療費受給資格証(入院用)」を持っている現小学1～5年生
 - ③「心身障害者医療費受給資格証」または「ひとり親家庭等医療費受給資格証」を持っている児童
- ※①、②に該当する児童は、資格が自動更新されますので、申請は不要です。
※③に該当する児童が外来受診する場合は、引き続き該当の資格証をご利用ください。

救急外来受診についてお願い

子どもが急な病気や怪我をした際に、軽い症状でも時間外に救急病院を受診する人が増えています。救急病院が混みあうと、緊急の処置を要する人への対応が遅れてしまう恐れがあります。本当に必要な時にだけ利用しましょう。

症状が軽い場合には、できる限り翌日にかかりつけ医を受診してください。また、「岡山県小児救急電話相談(＃8000)」や「岡山市休日夜間急患診療所(☎086-225-2225)」をご利用ください(詳細は35ページ)。